

J Rサービック労働組合

ジャストニュース

No. 7 5

2025年6月11日

J Rサービック労働組合

発行責任者 柳楽 関

ボーナス団交開催！

6月10日、JS労は「2025年度夏季手当に関する再再申し入れ」について団体交渉を開催しました。この申し入れは、社員と契約社員との夏季手当（ボーナス）が、同一労働にも関わらず、支給額が2倍以上の開きが発生していることから再再申し入れとして行っていたものです。このボーナスについては、既に多数組合のサービック労組が妥結しており、厳しい状況下ではありましたが、少しでも上積みを実現するために迫ってきました。この要求に対して、会社は、以下の回答を行いました。

申16号（再申し入れ）、申17号（再再申し入れ）の見解は、5月20日の団体交渉で説明した通りであり、当社の今後の課題、経営等の状況に加え、貴組合の趣旨等も含めて検討した結果であり、これまでの回答を変更するつもりはない。

契約社員もちょっと増えている！

この様に、会社の回答は木で鼻を括るようなもので、契約社員の気持などまるで考えていないものに終始しました。そして最後には、「契約社員でもちょっと増えているじゃないですか」と0.02カ月増やしたことを自慢げに語りました。

信頼関係も糞もない！と窓口が暴言！

組合は、格差を是正するために、昨年4月に改正された「有期労働者法」の法改正の意味を理解し、高齢労働者が増える将来を見据えて、対応していく必要があることを強く主張しました。「有期労働者法」第8条には、事業主は、その雇用する有期雇用労働者（契約社員）の基本給、賞与（ボーナス）その他の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する通常の労働者（社員）の待遇との間において、労働者の業務内容及び業務に伴う責任の程度、配置の変更の範囲その他の事情のうち、待遇の性質及び目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならない。と定めています。つまり、業務内容については、同じ車内清掃であり、責任の程度については、例えばチーフ、リーダー等は、確かにスタッフに比して責任の度合いは高いものの、それは手当で反映されています。そして、配置の変更配置については、契約社員は事業所間の転勤はないものの、主に車内清掃に携わる新大阪第一事業所と鳥飼事業は同じ府内になります。組合は、この法的根拠等を強く訴えましたが、会社は、回答を変更することはありませんでした。最後には、妥結リミットやその連絡方法をめぐり対立し、会社の窓口は「信頼関係も糞もない」と暴言を吐くに至り、決裂しました。

メールアドレス・jsrou@yahoo.ne.jp

